

第104回埼玉県大規模小売店舗立地審議会議事録

1 日時 令和2年11月19日(木)午後2時30分～午後4時30分

2 場所 埼玉会館 6C会議室

3 出席者 委員名(敬称略)

荒木秀雄、伊藤匡美、今井眞弓、国松直、桑田仁、小嶋文、
野口祐子

※事務局 産業労働部副部長 新里 英男

商業・サービス産業支援課課長 大熊 聡

商業・サービス産業支援課副課長 清水 健太郎

商業・サービス産業支援課商業担当職員3名

4 審議内容

県意見についての審議

(1) 新設

●新設(5条1項) (仮称)ダイレックス下間久里店

●新設(5条1項) (仮称)イオンモール川口

●新設(5条1項) ウェルシア川口領家店

(2) 変更

●変更(6条2項) BOOKOFF SUPER BAZAAR 17号鴻巣吹上店

●変更(6条2項) (仮称)カワチ薬品鷺宮店

●変更(6条2項) SHOPPING CENTER SOYOCA FUJIMINO

●変更(6条2項) (仮称)ビバモール蕨

●変更(6条2項) 川越モディ

5 傍聴人 2名

6 その他 事前打ち合わせを行い、内容等について確認した。

(1) 交通について 11月6日(金) 小嶋 文委員

(2) 騒音について 11月9日(月) 国松 直委員

会議要旨（概要）

1 開会

2 議事

県意見についての審議

（1）新設

●新設（5条1項） （仮称）ダイレックス下間久里店

（事務局説明）

【委員】 交通に関して、交差点需要率に問題はないと説明があったとおり、渋滞などがないと確認している。通学路が来退店経路と重なるところがあること、経路が大回りになっていることから、来退店経路を周回し遵守するように求めたい。

【委員】 騒音に関しては、等価騒音レベルの予測に関しては昼間・夜間ともに規制基準を満たしている。夜間の騒音レベルの最大値及び定常騒音合成値についても、規制基準を下回っている。店舗の出店による、周辺に与える影響は軽微であると判断できる。

【委員】 荷さばき時間帯が6時から22時までとあるが、営業時間中に来退店車両の妨げにならないか。荷さばき車両はどのように入ってくるのか。

【事務局】 営業時間ごとに、荷さばき車両が入庫する出入口は異なる。

【委員】 荷さばき車両が出入口を営業時間ごとに変えているのは安全上の配慮か。

【事務局】 そうである。

【委員】 出入口②の市道から退店する車両は、通学路と重なる。

【事務局】 出入口②については基本的には周辺住民の利用を想定している。通学路の安全対策については、出入口①を中心に使うことで考えてい

る。

【委員】 ダイレックスの業種は何か。

【事務局】 日用品等を扱うディスカウントストアである。

【委員】 自治体による要請があれば、対応を協力する、とあるが、この規模の店舗であれば、防災時などは意識をしておく必要がある。この店舗は、要請があれば協力をする、ということだけで良いのか。

【事務局】 現在は市町村から具体的な協力要請がなされていない。今後、設置者と接する際には、改めて防災時等への協力をお願いしたい。

【委員】 地元と連絡を密にして、協力するようにしてほしい

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないこととするが、

- ・ 来退店経路を大回りで設定しているが、近隣に小学校があるので、来退店経路を遵守するように対応を図ること。
- ・ 災害時には自治体からの要請に基づき協力をお願いする。

上記を口頭意見として設置者に伝えるということによろしいか。

(全員了承)

●新設（5条1項）

（仮称）イオンモール川口

（事務局説明）

- 【委員】 動的シミュレーションの検討結果では、対策を施さないと周辺の交通に影響を及ぼしてしまう、という結果になっている。対策の内容は看板で経路誘導するものであり、運転者に経路変更の協力をお願いするものなので、確実に経路を変えてもらうために、この対策で十分なものなのか、その後、他の対策も必要になるのかは、十分確認すべきである。また店舗入口が通学路と重なって箇所があるので、住民意見も提出されているが、安全対策を十分に行ってもらいたい
- 【委員】 騒音に関しては、等価騒音レベルは昼間・夜間とも環境基準を下回っている。夜間最大の騒音レベルは環境騒音との比較で下回ることになる。また、定常騒音の合成値は基準値を満たしている。これらのことから、店舗出店に伴う騒音の影響は軽微と考える。ただし、直近住居外壁では規制値を上回っている箇所があるので、苦情があった場合には誠意をもって対応願いたい。
- 【委員】 周辺地域にはイオンモール前川のほか、ショッピングセンターが複数あり、小さいエリアに密集している地域である。イオンモール川口ができることで特に土日の交通の動線が大きく変わると考えるが、どのように考慮に入れているのか。
- 【事務局】 交通量調査を実施しており、今回の新設立地も踏まえて予測している。動線の変更にも配慮した上で、動的シミュレーションも実施し、対策も検討している。
- 【委員】 交通の予測結果としてかなり渋滞が発生するとなっており、対策として信号を制御することだが、警察に要望すれば、信号制御は要望どおりに対応してもらえるのか。
- 【事務局】 他の店舗でも同様に行っている例があるが、事業者と信号業者が現地に赴き、県警とともに信号現示の調整をすることで対応可能である。
- 【委員】 児童生徒の通学路と来退店車両経路が重なっている箇所があり、

住民意見の回答の中で児童生徒の歩行者の安全を確保する旨の記載がないので、車が歩道横断して入退店する際の安全確保に配慮願いたい。

- 【議 長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないこととするが、
- ・ No4 交差点について誘導方法が適切か開店後に改めて検討すること。
 - ・ 周辺に通学路があり児童が多い地域であるので、安全対策を講じること。
 - ・ 近隣住居から騒音に係る苦情があった場合には誠意をもって対応すること。

上記を口頭意見として設置者に伝えるということによろしいか。

(全員了承)

●新設（5条1項） ウェルシア川口領家店

（事務局説明）

【委員】 交通に関しては、交差点需要率を No1 交差点で現況と開店後で算出しているが渋滞を発生させたり交通に影響を及ぼしたりすることはないことで確認している。

先ほどの案件と同じで、駐車場出入口が通学路と重複しているので、安全対策について配慮してもらいたい。

【委員】 騒音に関しては、等価騒音レベルは昼間・夜間とも全地点で環境基準を下回っている。夜間の騒音レベルは、敷地境界で基準を超過しているところがあるが、直近住居外壁で予測して、その場合に車両走行速度を 8 km/h と設定して満足することとしている。この 8km/h の予測は環境学会の A S K モデルでは 10km/h 以下は同じ数値になることで予測している。これについては指摘をして、A S K モデルに従って予測するように指示をして、10km/h 走行として予測したが規制基準は満足する、という報告を受けている。そのため、駐車場の中は最低限の 10km/h で夜間は走行することを徹底してもらいたい。

夜間定常騒音合成値については規制基準を満たしている。

【委員】 障害者用駐車場が店舗脇に 2 台設置されているが、これは今までなかったが、新設したことでよいのか。

この 2 台分の駐車場は店舗前で利便性がよいため、適正に利用されるか懸念がある。そのため、表示を明確にして、利用すべき人に利用してもらえよう、また、駐車すべきではない人になるべく他の駐車場を利用するようにしてもらいたい。

【事務局】 従前に障害者用駐車場があったのかについては新設の届出書として受理しているので変更前の図面を確認できていない。別途確認して報告する（従前はなかったことで確認し発言委員に報告）。

表示を明確に行うことについては、審議会の場でそのような御意見があった旨を事業者に対して事務局に伝えることもできるので、そのようにしたい。

【委員】 埼玉県は県の施設は障害者用駐車場を青色塗装で表示するようになっていると思うが、一般の方には推奨というかたちなのか、もし可

能であれば青色塗装すると、必要でない人が止めにくくなるので、よいと考える。

【事務局】 県からの設置者側に県意見通知を渡す際に、他の車両が止められないように、青色塗装をしっかりとほしいと伝えることはできるので、その旨はしっかり伝えたい。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないこととするが、

- ・ 道路を隔てた場所に駐車場があるので、安全対策を確実に行うこと。
- ・ 駐車場内の走行について、特に夜間騒音が高くなるないように、10km/hを遵守するよう対策を講じること。
- ・ 障害者用駐車場の適正な利用がなされるように表示を明確にすること。

上記を口頭意見として設置者に伝えるということによろしいか。

(全員了承)

(2) 変更

- 変更 (6条2項) BOOKOFF SUPER BAZAAR 17号鴻巣吹上店
- 変更 (6条2項) (仮称) カワチ薬品鷺宮店
- 変更 (6条2項) SHOPPING CENTER SOYOCA FUJIMINO
- 変更 (6条2項) (仮称) ビバモール蕨
- 変更 (6条2項) 川越モディ

(事務局説明)

【委員】 川越モディ (ドン・キホーテ) については従前店舗 (丸井) と比べて24時間営業に延長することになっているが、立地として川越駅のすぐそばなので、騒音問題については、おそらく問題は生じにくいと考えるが、青少年のたまり場となるようなことが店舗の性質上考えられるため、治安が悪化すると街のブランド力の毀損にもなるので、小売業者にはそういったことがないように配慮してもらいたい。

【委員】 川越モディについて、騒音について苦情があった場合は誠意を持って対応してもらいたい。また夜間利用規制箇所を遵守してもらいたい。

【委員】 (仮称) ビバモール蕨について、戸田市からの意見が提出されており、県の青少年健全育成条例に係る意見がある。これは戸田市だけでなく川越市にも適用されることでよいのか。

【事務局】 県の条例のため、当然に県内にある川越市にも適用される。

【委員】 この(仮称) ビバモール蕨に係る戸田市の意見内容を生かして対策をお願いしたい。

【委員】 (仮称) ビバモール蕨の変更事項について、今まで9時開店であったものが、6時15分開店になる。戸田市意見において小中学校の学区内で通学時間と重なることで、荷さばきに係る対応の回答があるが、開店時刻が早まるのであれば来客車両も来るので気を付けてもらいたい。

【事務局】 LIXIL ビバの入居は決まっているが、ほかの店舗は未定となって

いる。LIXIL ビバは資材館があるので営業時間が早まることになる。御指摘のとおり、荷さばき車両だけでなく、来客車両の誘導にも配慮してもらおうことになる。

【委員】 (仮称) カワチ薬品に係る久喜市意見について「開店時」とあるが、店がオープンするときということか。

【事務局】 日々の開店時間のことではなく、開業時のことである。

【委員】 (仮称) カワチ薬品の変更図面には水路が記載されているが、変更後の図面には水路がない。水路を塞ぐということか。

【事務局】 図面に記載はないが、水路を塞ぐことはない。

【委員】 隔地駐車場になっているが、店舗までの横断歩道の記載がないので、安全配慮が必要になる。

【事務局】 図面に記載はないが、水路を塞ぐことはない。

【議長】 他に意見はあるか。

【委員】 なし。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないこととするが、
(仮称) カワチ薬品鷲宮店について

- ・ 隔地駐車場と店舗敷地の間は横断歩道がない道路で隔てられているので、安全に配慮すること。

(仮称) ビバモール蕨について

- ・ 開店時刻が早まり通学時間帯と重なるので、交通安全に配慮すること。

川越モディについて

- ・ 営業時間が深夜に及ぶことから、県青少年健全育成条例の趣旨を踏まえ、午後11時以降に青少年のみでの徘徊などがあった場合は、声掛けや不適切な行動があった場合の指導等の対策を講じること。
- ・ 近隣住居から騒音に係る苦情があった場合には誠意をもって対応すること。

- ・ 夜間利用制限を遵守すること。

(全員了承)

3 閉会

以上、埼玉県大規模小売店舗立地法審議会規則第8条第2項の規定に基づき、審議の内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和2年11月19日

議長（今井眞弓 委員）

議事録署名委員（国松 直 委員）

議事録署名委員（桑田 仁 委員）